

広報誌

# 和

第75号

2015.3

公益社団法人 神奈川県柔道整復師会



■ 巻頭言 副会長 牧野吉一

■ 連載企画

- ・ 弁護士相談室 弁護士 加藤興平
- ・ 美奈先生のおつぶやき 公認会計士 長内美奈

# 目 次

巻 頭 言	副会長 牧 野 吉 一	.....
連 載 企 画		
顧問 弁護士相談	..... 弁護士 加 藤 興 平	.....
美奈先生のつぶやき	..... 公認会計士 長 内 美 奈	.....
県 だ よ り		
優勝！36年ぶり2回目 第38回日整全国柔道大会	..... 広 報 部	.....
神奈川県日本柔道整復専門学校OB会学術研究会開催	..... 広 報 部	.....
救護所医療救護訓練へ参加	..... 広 報 部	.....
支部対抗ソフトボール大会	..... 広 報 部	.....
平成26年度臨時総会開催	..... 広 報 部	.....
関東信越厚生局神奈川事務所による集団指導講習会について	..... 保 険 部	.....
新入会員保険講習会について	..... 保 険 部	.....
KGC平成26年度秋季大会開催報告	..... KGC会長 川 口 禮 敬	.....
KGC平成26年度冬季大会開催報告	..... KGC会長 川 口 禮 敬	.....
公益社団法人日本柔道整復師会		
第37回関東学術大会神奈川大会開催報告	..... 広 報 部	.....
公益社団法人収益事業の発展的分離作業構築のための一考察	..... 副会長兼総務統括部長 齋 藤 武 久	.....
無事終了！関東学術大会	..... 広 報 部	.....
第1回横浜マラソン 柔整師もお手伝い致しました	..... 広 報 部	.....
ブレイクタイム		
近くなりました。烏帽子岩・鎌倉大仏	..... 広 報 部 白 鳥 輝 夫	.....
会 員 投 稿		
機能訓練柔道整復師フォローアップ講習会の講師を務めさせて頂いて	..... 横 浜 中 支 部 柴 田 大 輔 藤 井 俊 介	.....
思いの丈を 一気呵成に	..... 川 崎 南 支 部 齋 藤 武 久	.....
山登りの感想文	..... 大 和 支 部 川 合 茂	.....
子どもの「いのちとからだの10か条」小冊子のご紹介	..... 湘 南 支 部 佐 藤 和 義	.....
短編小説 ニート	..... 平 塚 支 部 岩 崎 信 哉	.....
支 部 だ よ り		
支部会&忘年会	..... 川 崎 北 支 部 宍 戸 真 弓	.....
救急救命講習会	..... 川 崎 北 支 部 宍 戸 真 弓	.....
接骨ボランティア	..... 横 須 賀 支 部 増 川 俊 太 郎	.....
秦野市総合防災訓練	..... 平 塚 支 部 大 久 保 吉 純	.....
平成26年度横浜南支部学術研修会	..... 横 浜 南 支 部 樋 口 卓 哉	.....
第45回平塚支部ゴルフコンペ開催	..... 平 塚 支 部 山 内 栄 蔵	.....
相模支部新年賀詞交歓会	..... 相 模 支 部 田 所 和 也	.....
相模支部学術講習会	..... 相 模 支 部 蓮 佛 伸 彦	.....
大和支部だより①②③④	..... 大 和 支 部 田 代 優 樹	.....
支 部 名 所 巡 り		
引地川公園泉の森	..... 大 和 支 部 田 代 優 樹	.....
事 務 局 だ よ り		
入社して半年の思い(重い!?)	..... 工 藤 優 子	.....
九州 歩け歩けの旅	..... 事 務 局	.....
編 集 後 記	..... 広 報 部	.....



## 団 結 こ そ 継 続 力 の 源

副 会 長 牧 野 吉 一

平成26年4月1日内閣府認定「公益社団法人」に移行して早くも一年が経過致します。前会長吉田充孝先生の急逝という事態にも、関係機関、会員各位、事務局のご理解、ご協力により公益社団法人としての本会の事業、とりわけ公益社団として初めての関東学術大会を成功裡に開催する事ができました。また、その他事業も故吉田先生のご遺志を粛々と引き継ぎ無事に実施することができました。此れも偏に会員皆様のご厚意、ご協力の賜物と執行部を代表致しまして心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

今年も本業界においては、経済的要因の変化、時代の推移による社会状況の変化等、様々な面において大きな影響を受けるものと推測されます。この難局を打破する為には、全ての会員が真摯な議論を重ねることにより結果として業界が今後目指すべき方向性を明確にし、全会員がその目的に向かって一致団結する事がより一層求められていると推察されます。したがって、これまで以上に会員皆様の英知を結集していただき、我々の業界の安定した継続、発展の為に、更なるご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。



## 顧問弁護士相談室

## 「個人情報の漏洩」

加藤総合法律事務所

弁護士 加藤 興 平

I 皆様の施術所は、たくさんの患者さんの個人情報を保有されています。個人情報の適切な管理はとても大切なことです。

昨年よりニュース等で、ベネッセの顧客情報が流出したこと、本年1月には、ベネッセの顧客のうちの約1800名がベネッセに対して一人当たり5万5000円、総額約9800万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起したことが報道されています。個人情報の管理を誤ると、とても大変なこととなります。

そこで、今回は、既に大阪地裁で平成18年5月19日に言い渡された判決の事案をもとに、個人情報の漏洩問題について、勉強してみます。なお、分かりやすくするために、判決文を適宜、要約、省略しています。

## II 事案の概要

判決によると「インターネット接続等の総合電気通信サービスの会員であった原告らが、同サービスの顧客情報として保有管理されていた原告らの氏名・住所等の個人情報が外部に漏洩したことについて」、電気通信事業者である「被告が個人情報の適切な管理を怠った過失等により、自己の情報をコントロールする権利が侵害されたとして」、被告に対し、「不法行為に基づく損害賠償として慰謝料等の支払を求めた」事案です。

会員であった原告らは、一人当たりの全損害124万円（慰謝料を100万円、弁護士費用を24万円）とし、その内金として10万円の支払いを請求しています。

## III 裁判所の認めた事実等

## 1 不正取得の経緯

Aは、「被告の業務委託先から被告に派遣され、本件顧客データベースのメンテナンスや、被告のサーバー群の管理を行う業務に従事していた者」である。Aは、退職後、知人のBと、インターネットカフェのパソコンから本件顧客データベースサーバーに不正アクセスした。その結果として、約650万件の顧客情報がBに不正取得された。

## 2 被告の注意義務等

被告は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン5条4項「電気通信事業者が個人情報を管理するに当たっては、当該情報への不正アクセス又は当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。」に定める義務を負うことなどから、電気通信事業者として、顧客の個人情報への「不正なアクセスや当該情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべき注意義務を負っていたと認められる」。

被告の管理体制は、「ユーザー名とパスワードによる認証以外に外部からのアクセ

スを規制する措置がとられていない上、肝心のユーザー名及びパスワードの管理が極めて不十分であったといわざるを得ず」、被告は、不正アクセスを防止するために注意義務に違反したものと認められる。

### 3 権利侵害

「A、Bらが取得した1月のデータは、原告らそれぞれの個人情報を含み、その内容は、①住所、②氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤ヤフーID、⑥ヤフーメールアドレス、⑦申込日を含むものであった。上記①から⑤の住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の情報は、個人の識別等を行うための基礎的な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が高いものではない」。⑥及び⑦についても同様である。「しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの個人情報は、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」。

### 4 損害

3に述べたとおり「原告らのプライバシーの権利が侵害されたというべきであるから、被告は、これによって原告らが被った精神的苦痛について、原告らに対して、損害賠償責任を負うものである」。

そして、原告らの個人情報の「二次流出があったとは認められない状況であり、その意味で」、原告らの個人情報の「流出についての原告らの不安感は、さほど大きいものとは認められない」。

「被告が、顧客情報の社外流出について発表を行い、不正取得されたことが確認できた顧客に対してその旨連絡するとともに、本件サービスの全会員に500円の金券を交付するなどして謝罪を行う一方、顧客情報についてのセキュリティ強化等の対策をとっていることといった本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告らの精神的苦痛に対する慰謝料としては一人当たり5000円と認めるのが相当で」あり、「被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は一人当たり1000円と認めるのが相当である」。

## IV まとめ

大阪地方裁判所は、その判断に当たり、漏えいされた個人情報にクレジットカード番号や銀行口座番号などが含まれていないこと、個人情報に二次流出がなかったことなどを考慮にいれているようです。

今回のベネッセの事件においても、クレジットカード番号などは漏えいされていないようです。裁判の中で事案の真相が明らかとなっていく、裁判所の判断が注目されることとなります。

皆様におかれましては、個人情報保護法の観点から、個人情報の漏えいなどが起こらないように、改めて、個人情報の管理を徹底する必要があります。

施術所において、どのようにして個人情報を保管しているのか、個人情報が漏洩しないような方法がとられているか、どのような対策をとっているかなどについて、一度、改めて見直してみてもいいでしょうか。

以上



美奈先生のつぶやき

## 「《会計の基礎》講座～注記、附属明細書～」

公認会計士 長内 美奈

### I. 注記

注記は、財務諸表を補足するために必要となるものです。

注記内容は、財務諸表に対する理解を助けるために有用な情報であり、会計方針のようにその金額の前提となる情報の開示や財務諸表そのものだけでは分からない情報の補足等からなっています。

#### 1. 財務諸表の注記

- ① 継続事業の前提に関する注記
- ② 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- ③ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- ④ 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- ⑤ 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- ⑥ 担保に供している資産
- ⑦ 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- ⑧ 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- ⑨ 保証債務等の偶発債務
- ⑩ 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- ⑪ 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- ⑫ 基金及び代替基金の増減額及び残高
- ⑬ 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- ⑭ 関連当事者との取引の内容
- ⑮ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- ⑯ 重要な後発事象
- ⑰ その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項 以上のように、公益法人会計基準において財務諸表に注記しなければいけない17の事項が列挙されていて、法人において該当するものを記載することになります。

#### 2. 注記の内容

##### ① 継続事業の前提

財務諸表は、当該法人の事業が継続することを前提として作成されているものであって、継続することに対して重要な疑義を抱かせる事象又は状況があると判断し

た場合には、i) 当該事象又は状況が存在する旨、その内容、ii) その結果、継続事業の前提に重要な疑義が存在する旨、iii) それらの解消、改善のための対応、経営計画の内容等を財務諸表に注記します。

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況とは、債務超過や重要な収入源の喪失、巨額な損害賠償金の負担の可能性などが考えられます。

## ②重要な会計方針

### i) 有価証券の評価基準及び評価方法

新制度の公益法人においては、認定法第5条に規定する認定基準があるものの議決権の半数までの有価証券の保有が認められています。有価証券を保有する場合には、その保有目的により区分され、原価法、低価法等の評価基準と移動平均法等の評価方法を記載することとなります。

### ii) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産とは、商品、製品などが代表的ですが、貯蔵品もこれにあたります。棚卸資産は基本は原価法ですが時価の下落があれば時価で評価することになっています。また、評価方法も個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法等多数あるため法人において採用する方法を記載することになります。

### iii) 固定資産の減価償却方法

固定資産の減価償却方法にも定額法、定率法等多数あります。どの方法を採用しているかにより、毎期の減価償却費が異なり、貸借対照表上の固定資産残高が異なってくるため、法人の採用する方法を記載します。

### iv) 引当金の計上基準、消費税等の会計処理等も同様に、複数の方法から法人が採用しているものを記載することになります。

③重要な会計方針は、認められた方法が複数ある為どれを採用するかによって金額が異なるものとなり得ます。合理的な理由がある場合には変更が可能ですが、変更することにより、当期一般正味財産増減額（利益額、又は損失額）が異なる結果をもたらすこととなるため、これを変更したときには財務諸表の情報提供という意味で注記をする必要があるということになります。

④、⑤基本財産及び特定資産の増減額及びその残高、財源等の内訳を記載するのは公益法人特有の概念に係る情報提供を行うためであり、公益法人の財産基盤を明示する重要な情報であるためです。

## ⑥担保に供している資産

仮に借入金が計上されている場合、土地、建物等が担保にされていると想像されますが、貸借対照表からは読み取ることが出来ないため注記により開示することとなります。

⑦固定資産の取得価額を知ることは、公益法人の財産的規模を把握することに役立つものであり、貸借対照表の金額が減価償却累計額を控除した残額である場合、注記によりこれを開示しようとするものです。

⑧貸倒引当金の金額が控除された債権額が貸借対照表に記載されている場合、信用供与の規模や回収不能見込額等を把握するため、債権金額そのもの、貸倒引当金の金額そのものを注記により開示しようとするものです。

- ⑨ 債務の保証を行っていたり、重要な係争事件に係る損害賠償義務がある等は、重要な情報であるが、これも貸借対照表を見ているだけでは分からない事実であるため注記により開示を行うものです。
- ⑩ 満期保有目的の債券は時価評価を要さないこととされているため、注記によりその情報を開示しようとするものです。
- ⑪ 補助金等、国民の負担に帰する財源を開示することは公益法人にとって重要な情報開示となるため注記を行うこととなります。
- ⑫、⑬の注記は該当するものがあれば内訳を記載しておこうというものです。
- ⑭ 関連当事者との取引の内容  
当該公益法人を支配する法人、支配される法人、当該公益法人の役員及びその近親者等を関連当事者といいます。このような当事者と多額な取引等があればこれを開示することとなります。特定の個人や法人と密接な関係を有している場合には、それが不適切なものでないということを開示しようというものです。
- ⑮ キャッシュ・フロー計算書を作成する場合に要求される注記事項です。収支計算書においても、資金の範囲等の注記が要求されていたことと同様です。
- ⑯ 重要な後発事象  
後発事象とは、貸借対照表日以降に発生した事象で、次期以降の財政状態及び運営状況に影響を及ぼすものをいいます。決算日後において発生したため、当年度の財務諸表には影響を及ぼさないけれど、すでに発生が認識されていて、次期には影響があることが分かっているのだから開示しておこう、というものです。
- ⑰ その他公益法人の資産、負債及び正味財産増減の状況等を明らかにするために必要な事項  
これらは具体的な事項が明示されているわけではないが、例えば固定資産の耐用年数の変更といった会計上の見積の変更、特殊な勘定科目の説明等必要に応じて記載されるものです。

## II. 附属明細書

附属明細書は、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示するものです。

- ① 基本財産及び特定資産の明細、② 引当金の明細、が挙げられていますが、財務諸表の注記とも重複した内容となっているものもあり、注記で記載が成されていればその旨の記載をもって内容の記載は省略することが出来ます。

## III. まとめ

貸借対照表、正味財産増減計算書を読みこなすことも難しいこととは思いますが、財務諸表には表わされていない様々な情報を注記や附属明細書が補完しようとして存在しています。これらを見かけたら、財務諸表を正面からだけでなく、少々斜めから見つめてみて下さい。

## 優勝！36年ぶり2回目 第38回日整全国柔道大会

### 広 報 部

平成26年10月13日（体育の日）開会挨拶では工藤鉄男日整会長より、日頃の業務並びに日整が推進する公益事業に加えて柔道の練習に励まれている選手皆さんに敬意を表す言葉が有りました。

試合に先立ち徳留義見会員（相模支部）が功労者表彰と形講習会功労賞のW受賞となりました。

第3試合場で始まった本南関東チーム、須賀監督（千葉県）の体調不良のため急遽登板にも関わらずベテラン車耕作監督の指示のもと快進撃の開始です。初戦、東北チームに3-1の余裕の勝ち上がり。2回戦、九州チームには苦戦を強いられて2-1の勝利。3回戦はこれまでの勢いのまま北海道チームを4-1で下し、いよいよ決勝戦。

北信越西武

1 - 2

南関東

先鋒 山崎

×

軽部（神奈川）

見るからに腰の重そうな山崎に対し軽部、左小内刈り、背負い投げで攻め続けるも決定的なポイントが奪えず引き分け。

次鋒 田中

×

坂本（神奈川）

積極的に追い込んでいく坂本に対し、逃げの姿勢が目立つ田中。開始2分過ぎ両者に“指導”が有り、さらに奮起した坂本を必死に躲し切った田中、引き分け。

中堅 城寶

送り足払い

○

小川（神奈川）

開始29秒、絶妙なタイミングで右背負い投げ。一本、と思いきや惜しくも場外の判定。1分08秒、城寶の不用意な足払いを見透かしての左送り足払い。絵に画いたような見事な一本勝ち。

副将 小倉

小外掛

○

岡本（千葉県）

左右の喧嘩組手、お互いに相手の袖が引ききれない2分50秒、試合場真ん中で左奥脇下を掴んだ勢いのまま、逃げに回った小倉を左小外掛で持ち上げ赤畳に右足つま先を残して叩き付けた。判定は右足が場内に残っていたため技あり。その後、小倉の内股、小外掛を受け流して時間終了。

大将 八本木

○ 右一本背負い

並木（神奈川）

再三に亘る足への厳しい攻撃を凌ぎきり、やや安心した1分8秒、並木が不用意に左足の送りが遅れながら相手の袖口を掴もうとした瞬間。その下を、かい潜った八本木の一本背負いが一閃。一本

本県4選手と監督、千葉県1選手と、やや偏った編成ではあったが数回行なった合同練習の成果も十分に現れ、試合におけるケガもなく無事優勝の栄に輝いた。

優秀選手には岡本雅信（千葉県）、小川武（神奈川）2選手が選出された。少年による日整全国大会、形競技会と早朝からの大会に観戦、応援いただいた本チーム応援団、並びに本年も本会事務局千葉保険主任（+娘さん）、松本主任の熱いご声援に応える事が出来た事を御報告いたします。

2015年大会には南関東はA・B2チームで試合に臨むことになっております。本県の大会から勝ち進んで行くだけの体力も今からつけておきましょう。



## 神奈川県日本柔道整復専門学校OB会学術研究会開催

### 広 報 部

平成26年10月26日（日）本会大ホールにて日整の私的勉強会に公認されている標記研究会が開かれました。午後2時よりOB会の総会が行なわれ、総会終了に引き続きすぐに研究会が始まりました。本会の和田秀樹会長、齋藤武久副会長も来賓として出席し、東京有明医療大学保健医療学部学部長で超音波検査の第一人者である柚木修教授を講師に「ファーストチョイスをエコーにするという発想の転換」と題してご講演いただきました。柔整師が扱える超音波検査器をもっと有効に活用して、医接連携に繋げてほしいとし、そのためにプロとして必要なものは何か、など大変貴重なお話を聞くことができました。

各外傷の豊富な超音波画像を見た後は、超音波検査器を3箇所を設置し実技の時間となりました。それぞれ足、肩、肘のグループに分かれ、有明大学大学院生がプローブの当て方の説明を行なって、靭帯の線維や関節の動きに伴う筋肉や腱の走行を見ることができました。エコーを使用したことがない受講者も実際に手にとって操作できる良い機会となりました。

4時40分、脇田正彬会員の謝辞にて研究会は終了し、5時から行われたホテルでの懇親会では櫻井康司校長を始めとした恩師や他県のOB会会長らとの旧交を温めました。



## 救護所医療救護訓練へ参加

### 広 報 部

相模原市では大地震に備えて市内33箇所の小学校等に救護所の設置を計画しており、医療関係団体スタッフは震度6弱以上の地震で自動参集、それ以下でも市からの出動要請があれば自身や家族の安全確保のうえ参集することとなっている。毎年緑区・中央区・南区の各1箇所ずつ、3つの救護所で災害を想定した訓練を行っており、その中で11月1日（土）に緑区（旧津久井地区）の西メディカルセンターで行われた訓練取材した。

訓練日に先立ち相模原市医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会相模原支部、相模原市地域医療課、当相模支部で構成される相模原市災害時医療救護検討会による合同説明会を開いて、小学校の校舎等を救護所としてどのように使用するかを話し合っておく。災害が起こったとき、被災者の受け入れにできる限り混乱のないよう動線を考えてトリアージエリアや重症エリアなどの配置を各救護所の作りに合わせて決めなければならないからである。

午後2時より指導医である淵野辺病院院長の土屋敦医師を中心に事前説明会が始まり、訓練の流れについて一通り話があり、トリアージタグの記入方法と取り扱いについての説明も受けた。続いて場所を移動しながら消防の救助隊員から担架とスクープストレッチャーの使用法及び搬送時の注意点の説明を受けたり、防災備蓄庫の確認や司令室にあるデジタル地域防災無線の使用方法を聞いた。

3時半より各自が受け持つエリアに分かれ訓練開始。救護所に設置されるのは情報連絡エリア（司令室）、トリアージエリア、重症エリア、中等症エリア、軽症エリアで柔整師は中等症と軽症エリアに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師と共に配置されている。トリアージエリアで振り分けられてきた傷病者を医師が診察し、その指示を受けて応急処置を行う。柔整師は中等症エリアでは骨折や火傷、軽症では捻挫などを包帯や三角巾で固定するのが主な役割であったが、軽症エリアでは傷病者が続けて入って来ると医師が全ての傷病者を診るという状況ではなくなり、ある程度柔整師の判断で処置しなければならない場面もあった。訓練に参加していつも思うのは、災害が大きい場合あきらかに足りない薬品や材料をどう使って、あるいは使わずに乗り切るのかということである。

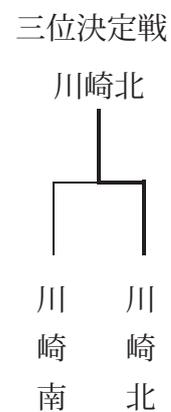
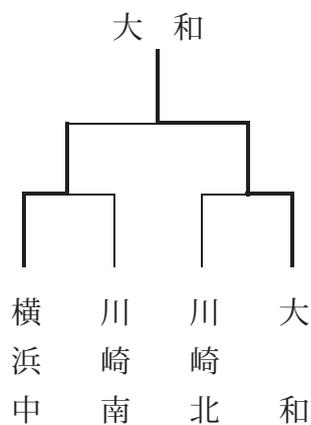
4時15分訓練が終了し、全員が再度集まり意見交換会が行われた。それぞれのエリアの担当医師より訓練で気づいた点について意見が出された。印象に残ったのは、中等症エリアの医師からの発言で「初めは役割担当がわからず医師二人で全ての処置をしようとしてしまっていたが、そのうち柔道整復師の先生方に包帯を任せるなど徐々に分担できるようになった。」とあり、医師の中にも柔整師に何ができるか知らない方がいて、こういう訓練を共にしていく中で少しずつ理解してもらおう必要があると思った。

最後に土屋医師から総評があり、4時40分解散となった。

# 支部対抗ソフトボール大会

## 広 報 部

今年度のソフトボール大会は穏やかな小春日和の11月3日（月・祝）に大和市つきみの野球場で開催されました。午前8時30分、大和支部、横浜中支部、川崎南支部、川崎北支部の4チームが揃い開会式が行われ、8時50分和田秀樹会長による始球式で試合開始となりました。試合はトーナメント方式で行われ、風もなく暑いほどの日差しのせいか選手の身体の動きが良く、各チーム好打線もさることながら守備陣のファインプレーが多かったように思われました。決勝は横浜中支部と大和支部の対戦となり、序盤から大量得点で押した大和支部が最終5回横浜中支部の粘りに5点を取られ追い上げられるも、リードを守り優勝を手に入れました。ベンチからの声かけがひととき大きかった大和チームの団結力の強さと守備の堅さが勝利の要因だったように思います。最後に川崎南と川崎北支部で3位決定戦を行い川崎北支部が勝利を決めたのち、閉会式にて和田会長より大和支部へ優勝杯が授与され12時40分解散となり、今年は大きな怪我もなく大会を無事終えることができました。



## 平成26年度臨時総会開催

### 広 報 部

平成26年11月16日（日）に本会大ホールにおいて、臨時総会が開催された。臨時総会開会に先立ち、10月に行われた第38回日整全国柔道大会において36年ぶり2回目の優勝を飾った南関東チームに表彰状が贈られた。チーム内で唯一の千葉県会員である岡本雅信選手も来館し、車耕作監督をはじめとした6名に両県会長名による表彰状と記念品が本県和田会長より授与された。10時より齋藤副会長の開会の辞により総会が始まり、休会者を除く会員総数773名、総会成立定足数387名、当日出席者50名と有効委任状総数371名を併せて647名にて総会成立となった。議長に横浜西支部矢澤正司会員、副議長に横浜北支部大友隆雄会員が指名され、議長より出席理事全員が議事録署名人に指名された。議題は以下の通り。

#### 1号議案 定款の改定について

(1) 定款第18条第3項及び第54条第2項の改定について

(2) 定款第27条「役員を選任」について

#### 2号議案 平成26年度予算案の修正について

上程された議案について各担当理事より説明があり、全議案とも滞りなく可決承認された。議長、副議長解任ののち、牧野副会長の閉会の辞により11時40分散会となった。



## 関東信越厚生局神奈川事務所による集団保険講習会について

### 保 険 部

平成27年1月18日（日）午前10時より、「集団保険講習会」が行われ、日曜日の早朝にもかかわらず232名の会員が参加されました。ご多忙にもかかわらず大勢にご参加いただき、ありがとうございました。

講習内容は、いつも通り「協定」についてはありますが、療養費の算定基準や指導・監査のあり方、新しく追加された項目等について、あらためてお話を聴く中で、患者さんとのふれあいを大切にする環境にしながらも、法規はどのようなときでも絶対に忘れてはならないという事をあらためて振り返る時間となりました。

また、会員の先生から保険部へご意見や要望も多々いただきました。

今後も保険部としてお役にたてるよう活動していく所存です。

私たち一人ひとりが、公益社団法人神奈川県柔道整復師会の会員としての意識を高めれば、より行政との良好な関係をつくることができ、ひいては社会へ貢献できます。反対に私たちの社会への意識が下がれば、本会だけでなく、業界全体に甚大な損害を与えることになりかねません。

これから厳しさを増すと考えられる中で公益社団法人の重要性を認識し、今後も保険部として一層の努力が必要と認識した一日でした。



## 新入会員保険講習会について

### 保 険 部

平成27年1月18日（日）午後1時から、この一年間に入会した新入会員を対象とした「保険講習会」が行われ36名の柔道整復師が参加されました。

講習内容は（1）健康保険の受領委任の取扱いについて（2）交通事故・自賠責保険の取扱いについて（3）労災保険の取扱いについて、を午前中に行われた関東信越厚生局神奈川事務所による集団指導の内容を踏まえ、新入会員に対し現場で疑問を抱くと予想される部分にフォーカスし、近年、疑義や返戻対象となる案件を例に具体的に講演を行いました。講習会の内容としては、かなりのボリュームがあったと思いますが、施術の事実、施術録、予診表など記載事項の徹底や患者さんとの会話の重要性が数多理解できたのではと感じました。

今回の新人講習会で、質問に多く挙げたのは自賠責保険や交通事故にかかわる内容でした。赤本に書いてあることは読めば理解できますが、実際問題としては患者個々のケースに対応しなければならず、より今回の講習会の内容を実際の現場に活かしてほしいと考えます。

保険部としては、日々考えながら会員の先生方にとってより有利になるよう保険者との折衝をしていますが、やはり「療養費の支給基準」に則っているかどうか、最終的には支払いの判断基準になるのが現状です。

何の理由で返戻になるのか等、経験の少ない新入会員の先生方に具体的な例をお伝えでき、今後に役立てて頂ければ幸いです。



## KGC 平成26年度秋季大会開催報告

KGC会長 川 口 禮 敬

平成26年11月2日（日）・3日（月）の連休を利用して、標記大会が静岡県  
 函南ゴルフ倶楽部にて開催されました。大会第一日目は富士コースで、参加者は各々  
 自宅から午前8時30分までに現地へ集合し、秋晴れの最高のロケーションの中、午  
 前9時10分から4組15名がスタートいたしました。この富士コースは距離が長  
 く、比較的フラットであるため、飛距離の出る人は豪快に大胆な攻めの勝負ができる  
 コースとなっております。プレーに集中する余り、雄大な富士山や広々とした駿河湾  
 などには一切目もくれず、ひたすらコッコッザクザクと言った具合に農作業に専念す  
 る人もおりました。プレー終了後は、各自めいめいの車で、ゴルフ場近くの宿泊先で  
 ある伊豆畑毛温泉の大仙家へと向かいました。早朝から大健闘して、体に溜まった一  
 日の疲れをゆっくりと温泉に浸かって癒したのち、第一日目の成績発表があり、程な  
 く大宴会、そして二次会へと進んでゆきました。翌日は、朝食を急いですませた後、  
 大会第二日目の箱根コースへと向かいました。このコースは、距離は長くないもの  
 の、それぞれのホールが趣に富んでトリッキーな箇所が多いため、戦略性が高く、ま  
 た緻密さを要求されるコースとなっております。プレー終了後に、第二日目の成績発  
 表と二日間の総合発表をかねての反省会がありました。成績発表は以下の通りです。

11月2日（第一日目）

優 勝 藤原恭一  
 第2位 木村栄吉  
 第3位 久保田大晴  
 第4位 松為信夫  
 第5位 鈴木國夫

11月3日（第二日目）

優 勝 柴崎真志  
 第2位 久保田大晴  
 第3位 鈴木國夫  
 第4位 藤原恭一  
 第5位 上倉隆男

大会総合優勝 藤原恭一  
 第二位 久保田大晴  
 第3位 木村栄吉  
 第4位 鈴木國夫  
 第5位 上倉隆男



## KGC 平成26年度冬季大会開催報告

KGC会長 川 口 禮 敬

元旦に降った雪が、まるで嘘のような好天気恵まれて、平成27年1月12日（月）の成人の日、厚木国際カントリー倶楽部で標記大会が開催されました。当カントリー倶楽部は、厚木市郊外の丘陵地に作られていて、大山や丹沢連峰を背にした眺望や、厚木市内の街並みをすぐ間近に見下ろす事が出来るロケーション豊かなゴルフ場です。東と西のコースで全36ホールありますが、平成26年2月より東コース全面改造のために、暫定的に東のOUTと西のOUT・INの27ホール営業に現在は変更されております。そのお蔭で、ビジターでは中々めったにプレーする事が出来ない西コースへ半分お邪魔しての大会となりました。午前8時15分集合で、8時48分に東OUTコースから5組17名がスタートして行きました。早朝の日陰のフェアウェイはとても硬く、かえってラフに落ちたボールの方が打ち易かったり、またグリーンはカチンコチンの状態ですから、ボールは何度もカップの脇を威勢よく通り過ぎてしまうので、本当に難儀いたしました。午後の西OUTコースの名物ホールは3番のショートホールで、ここはハンディキャップが15番で簡単そうですが、レギュラーから上り159ヤードのグリーンの周りは、梅の花びらか熊の手の肉球かと思えるほどのバンカーだらけで、非常に高等な技術を要するところです。バンカーの綱渡りも決して珍しくはありません。西コースは東コースより距離が長く、幅は広いけれども、谷や池が適度な塩梅に随所に作られておりますので、ゴルフの上手い人はそれなりに、下手くそな人はご想像の通りの結果になる楽しいコースです。成績発表は以下の通りとなりました。

優 勝	鈴木洋一	第2位	木村栄吉	第3位	鈴木國夫
第4位	上倉隆男	第5位	石井重一		

次回の平成27年度春季大会は、4月29日（水-祝）に中郡大磯町のレイクウッドゴルフクラブで開催致します。当部会へ入会をご希望される方は、県社団事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。



## 公益社団法人日本柔道整復師会第37回関東学術大会神奈川大会開催報告

### 広 報 部

平成27年3月7日（土）、8日（日）の2日間に亘って横浜のパシフィコ横浜にて第37回関東学術大会神奈川大会が開催されました。ちなみに関東学会とは公益法人日本柔道整復師会が主催し、神奈川県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、栃木県、山梨県の各接骨師会（整復師会）が輪番制で毎年行なっている学術大会の事です。

3月7日（土）はパシフィコ横浜内にて下記の通り翌日の大会に向けて開会式が滞りなく開催されました。

#### 開 会 の 辞



公益社団法人群馬県接骨師会  
大藤忠昭会長

#### 主 催 者 挨 拶



公益社団法人日本柔道整復師会  
工藤鉄男会長

#### 関 東 ブ ロ ッ ク 会 会 長 挨 拶



日本柔道整復師会関東ブロック会  
岡本和久会長

#### 歓 迎 の 辞



公益社団法人神奈川県柔道整復師会  
和田秀樹会長

#### 来 賓 祝 辞



一般社団法人日本柔道整復接骨医学会  
松岡 保理事



公益社団法人神奈川県看護協会  
篠原弘子会長

#### 来 賓 祝 辞



公益社団法人柔道整復研修試験財団  
福島 統理事長



神奈川県柔道整復師連盟顧問  
衆議院議員 小此木八郎様



神奈川県柔道整復師連盟顧問  
衆議院議員 松本 純様

来 賓 祝 辞



神奈川県柔道整復師連盟顧問  
神奈川県議会副議長 小川久仁子様



神奈川県柔道整復師連盟顧問  
神奈川県議会議員 松田良昭様



神奈川県柔道整復師連盟顧問  
神奈川県議会議員 杉山信雄様

来 賓 祝 辞



神奈川県国民健康保険団体連合会  
安室和行常務理事



健康保険組合連合会神奈川県連合会  
村上顕郎会長



公益社団法人日本柔道整復師会関東ブロック会  
櫻井 弘名誉会長

乾 杯 の ご 発 声

翌 8 日（日）の関東学術大会は、前日に続き関東ブロック会の役員及び会員 1 1 0 4 名（神奈川県 2 5 9 名）の他、日整役員をはじめ各都道府県の会長等の御臨席を賜り盛会に開催されました。

公益社団法人日本柔道整復師会木山時雨副会長の大会開始の挨拶に続き神奈川県知事黒岩祐治様、厚生労働省神奈川県労働局長水野知親様の祝辞を頂戴し関東学術大会が開幕しました。

大 会 開 始 挨 拶

来 賓 祝 辞



公益社団法人日本柔道整復師会  
木山時雨副会長



神奈川県知事  
黒岩祐治様



神奈川県労働局長  
水野知親様



特別講演

演 題 「手外科領域の外傷と疾患」

講 師 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

整形外科教授 笹 益雄先生



第1発表者

演 題 「外傷性膝関節症へのLIPUS治療の有効性」

演 者 茨 城 県 柳 田 隆 泰

座 長 鈴 木 正 嘉

副座長 杉 山 武 史



第2発表者

演 題 「肋骨骨折の水治療法による早期治療への一考察」

演 者 群 馬 県 森 下 敬

座 長 原 沢 研 祐

副座長 岡 田 三 雄



第3発表者

演 題 「簡易足底板によるMP関節痛治療」

演 者 千 葉 県 青 木 孝 悦

座 長 高 橋 精 一

副座長 山 口 秀 紀



第4発表者

演 題 「子どもロコモ」  
演 者 埼 玉 県 田 口 敦 史  
座 長 高 野 光 雄  
副座長 足 立 唯



第5発表者

演 題 「高齢者におけるスミス骨折の施術報告」  
演 者 栃 木 県 高 橋 秀 典  
座 長 江 原 義 明  
副座長 熊 澤 康 史



第6発表者

演 題 「高齢者の運動療法について」  
演 者 山 梨 県 水 口 利 也  
座 長 金 丸 健  
副座長 山 口 善 弘



第7発表者

演 題 「胸鎖関節微脱臼の診察方法と診断の仕方、  
鎖骨の分回し整復法」  
演 者 神 奈 川 県 松 爲 信 夫  
座 長 村 山 正  
副座長 新 井 孝 幸



基調講演

演 題 「柔整業界の過去・現在・未来」

講 師 公益社団法人日本柔道整復師会会長 工 藤 鉄 男



国際部活動報告

演 題 「草原に架かる虹を追って」

講 師 公益社団法人日本柔道整復師会国際部

田 澤 裕 二・河 村 亜 希



介護保険に関する講習

演 題 柔道整復師と介護保険 機能訓練指導員として考える  
Lesson2 「生活目標を達成する運動とは？」

講 師 公益社団法人日本柔道整復師会保険部介護対策課

田 代 富 夫・三 谷 誉

茨城県の柳田会員の発表から始まり最終発表者は、神奈川県松為会員まで7題が発表され日頃の業務でも遭遇する症例について統計に基づいた理論、独自の発想、方法を発表され、発表のどれもが興味深く拝聴させて頂きました。



そして閉会式にて閉会の辞は、次年度開催県である栃木県の若林会長が挨拶し「30万人都市、宇都宮は横浜に比べると地味ですが、世界遺産日光を始めとして観光地は沢山ございます。皆様のご来県をお待ちしております。」との言葉で今年度の関東学会の幕は閉じました。

平成26年度の関東学会の主管は神奈川県でした。次に神奈川県が主管となるのは7年後になります。近年、県主催の学術大会での発表も少ないと聞きます。研究し発表まで数年を要する事もあります。これを機に学術論文を書いてまずは県の学術大会で発表し選考され、7年後の関東学術大会で発表することを今から目指してみませんか？

## 公益社団法人収益事業の発展的分離作業構築のための一考察

副会長兼総務統括部長 齋藤 武久

公益社団法人移行前後を問わず、公益社団法人運営における「デメリット・メリット」については、現在も各公益社団法人及び各事業分野全般において議論が行われていることは、会員各位も周知の事実である。

そこで、今回、公益社団法人としての「デメリット・メリット」について一般的に述べられている点を踏まえ、今後の本会運営について論述することとした。

1 最初に、内閣府は、「公益法人のガバナンスにおける留意事項」として、以下のとおり示している。

### ◆国民の信頼あつての公益法人

公益法人についても、ガバナンスに関するルールは主に一般法人法に定められており、基本的には一般法人と共通です。

しかし、公益法人は税制優遇を受けて活動する法人であり、国民の信頼なくしては成り立ちません。このことについては、役員等の関係者が自覚を持っていただくことが重要です。

### ◆公益目的事業とは？公益法人の財産とは？

公益法人の公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければなりません。

また、法人の財産は、役員や社員（会員）の資産・私物ではなく、特に公益法人の場合は、税制優遇を受けて形成された、いわば国民から託された財産です。

### ◆理事・監事には、事業・財産管理の義務や責任がある。

理事や監事は、報酬の有無にかかわらず、公益法人に対する国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う必要があります。これは法律上の義務でもあり、これを怠ったことにより法人に損害が発生した場合には、損害賠償などの責任を問われることとなります。

### ◆義務違反は、認定取消しの対象になることも

公益法人は、公益認定法に基づく認定基準に適合し、同法の規定を遵守するだけでなく、一般法人法の定めるガバナンスに関するルールに基づき、法人の各機関がそれぞれの役割を果たす必要があります。

仮に、理事・監事等の職務上の義務違反等により、法人が一般法人法等に違反すると認められる状況にある場合には、公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがありますので、ご注意ください。以上が、公益社団法人に移行という権利行使をした場合の公益社団法人に必然的に発生する義務を、行政法の

禁令対象となる要件を明示している。なお、太字、下線を使用した箇所については特段の注意を払うように強調されている。

そして、「公益認定法に基づく勧告、命令、最悪の場合は認定取消しの対象となることがありますので」とは、認定取消になると解散という結果があるのみで、一般社団法人に移行することは絶対的に認められないことに留意する必要がある。

2 次に、公益法人は税制優遇等を受けて活動するため、国民からの信頼を失墜させる行為は禁令処分対象であることを踏まえ、公益法人のメリット・デメリットを検討した。

(1) 公益法人と一般社団法人のメリット・デメリット

○：メリットと考えられるもの      ●：デメリットと考えられるもの

	公益社団法人	一般社団法人
名 称	○公益社団法人名称のみ可	●一般社団法人名称のみ可
公益事業期間	無制限	有期限
公益事業種類	公益目的事業のみ可	次のうちから選択できる。 ①公益目的事業 ②継続事業 ③特定寄付 (①②を「実施事業」という)
公益事業収入制限	●公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない	●実施事業は、公益目的財産額を費消するため、赤字でなければならない。
公益目的事業費用規模	●総費用の50%を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない(公益目的事業比率50%以上)	○制限なし
事業の性質	●法人自ら実施していない事業(丸投げ)は公益事業にならない ●法人関係者や営利企業に特別な利益を与えることとなる事業は行えない	●法人自ら実施していない事業(丸投げ)は実施事業にならない ●法人関係者や営利企業に特別な利益を与えることとなる事業は行えない
定款・規程	一般社団・財団法人法と公益法人認定法に適合することが必要となる	一般社団・財団法人法に適合することが必要となる
社団法人の会員等	●不当な入会制限を設けてはならない ●会員の議決権行使に際し、会費に応じ差を設けるなど、不当に差別的な取扱いをしてはならない	○制限なし
役員等	●理事のうち、同一親族関係者が理事総数の3分の1以下でなければならない(監事も同様) ●理事のうち、同一企業の役職員が理事総数の3分の1以下でなければならない(監事も同様) ●理事、監事の報酬等が不当に高額とならないよう支給基準を定め、この基準を開示しなければならない	●収益事業課税を受ける場合、理事のうち同一親族関係者が理事総数の3分の1以下でなければならない
定期報告	●毎事業年度開始前に、事業計画書、収支予算書等を提出しなければならない ●毎事業年度終了後、事業報告、決算書を提出し、認定基準に適合しているか確認される	●毎事業年度終了後、公益目的支出計画案実施報告書を提出し、公益目的支出計画の実施状況を確認される ○公益目的支出計画完了後は報告義務がなくなる

検 査	●原則として3年ごとに立入検査が行われる	○立入検査はない（ただし、公益目的支出計画が進捗していない場合などは報告徴収や検査がある）
区 分 経 理	●公益目的事業会計と収益事業等会計、法人会計を区分経理した計算書類を作成しなければならない	●実施事業等会計とその他会計、法人会計を区分整理した計算書類を作成しなければならない ○公益目的支出計画完了後は、区分経理の義務はなくなる
収 益 事 業 の 利 益	●収益事業等の利益の50%以上を公益目的事業会計に繰り入れなければならない	○利益の繰り入れ義務はない
財 務 諸 表 等	一般的な財務諸表として、貸借対照表と正味財産増減計算書を作成しなければならない ●財産目録を作成しなければならない ●一定規模以上の法人は、キャッシュフロー計算書を作成しなければならない	一般的な財務諸表として、貸借対照表と正味財産増減計算書を作成しなければならない ○財産目録とキャッシュフロー計算書の作成義務はない
保 有 財 産 の 規 制	●遊休財産に保有制限がある ●公共目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用し、処分しなければならない ●株式等の保有制限がある	○遊休財産の保有制限がない ○株式等の保有制限はない
残 余 財 産	●公益認定を取り消された場合、1ヶ月以内に他の類似の目的を持つ法人などに公益目的取得財産額を譲渡しなければならない	●公益目的財産額については、解散時にも法人の自由な意思決定で処分できない
法 人 税	○法人税法に規定された収益事業のみ課税される。ただし、公益目的事業は課税されない ○収益事業の利益を公益目的事業会計に繰り入れた場合は、みなし寄付金となる ○法人に対して一定の寄附金を支出した個人や法人は、寄附金税制の優遇が受けられる	○税制上の「非営利型法人」に該当すれば、営利法人と競合する収益事業のみが課税させる ●みなし寄附金制度はない ●寄附金税制の優遇はない
所 得 税	○受取利子等から所得税の源泉徴収がされない	●受取利子等から所得税が源泉徴収される

(2) メリット・デメリットの比較考量

(1) の表を総合的に判断すると、以上のようなになる。

① 特に公益社団法人にとってデメリットとなり、一般社団法人にとってメリットとなる事業項目を抽出し同価値で検討した。

a 事業活動における「公益（目的）事業の費用規模」

公益社団法人の50%制限に対し、一般社団法人は制限なし

b 財務会計における「保有財産の規制」

公益社団法人の遊休財産の保有制限に対し、一般社団法人は保有制限なし

② 特に公益社団法人にとってメリットとなり、一般社団法人にとってデメリットとなる事業項目を抽出し同価値で検討した。

a 税制における「法人税」

公益社団法人は規定された収益事業のみ課税されるが、公益目的事業は課税されないのに対し、一般社団法人は非営利方法人に該当しなければ課税対象となる。

### 3 公益社団法人の事業上のデメリットの分析

2で事業活動における「公益（目的）事業の費用規模」が50%以上の最低限度設定制限があり、また財務会計における「保有財産の規制」の遊休財産の保有制限がある点が大きなデメリットであり、この問題の発展的処理が望まれているのが本会の現状と捉えることができる。

### 4 前述した公益社団法人としての収益事業の発展的処理のため、現在、本会会員の多数が入会している、「神奈川県柔道整復師協同組合」「神奈川県柔道整復師会互助会」「神奈川県柔道整復師連盟」を連関的に作用させる可能性について検証した。

「神奈川県柔道整復師会互助会」「神奈川県柔道整復師連盟」については、その設立趣旨、目的が収益事業と大きく乖離した組織であり除外した。

「神奈川県柔道整復師協同組合」については、収益事業展開に連関的に作用させる可能性があるとは推測されるが、具体的検討を行うには時間的猶予が必要であり、そのために平成26年12月20日に東京都で開催された関東ブロック・東京都合同会議で、本県から下記の質問を提示し回答を求めたが各団体とも公益社団法人に移行してからの期間が短く回答を得ることができなかった。

公益社団法人移行後の協同組合との併催事業の現状と、今後の併催事業の展開の方向性と指針について、お答え願いたい。

（提案の趣旨）

1 内閣府FAQで、共益事業について従前はガイドラインに「構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは、その他の事業である」とあるように、構成員の共済事業は公益目的事業ではなく共益事業であるとされてきた。

しかし、昨年、FAQで「共済事業の内容、事業形態等によっては、単に加入者の福祉の向上のみを目的とした事業ではなく、公益法人認定法別表各号のいずれかの目的に貢献し、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる場合もあり得ることに留意する必要がある」とし、さらに「いずれにせよ、共済事業には様々な種類のものがあるので、公益目的事業であるか否かについては、個々の具体的事例に即して判断することとなります」と記され、判断内容の変更に近い説明がなされています。

例えば、平成25年4月1日に公益社団法人に移行した日本医師会の平成25年度収支予算書は「医師年金」の事業比率は約63%を占め、「医師年金」が共益事業と判断されれば、公益事業比率50%を満たせず、事業を分割する以外に方法がないと看做される、この事例をみても要するに共済事業であっても個別判断の余地があると推測される。

したがって、上記事例を勘案して公益社団法人移行後の協同組合との併催事業の現状と、今後の併催事業の展開の方向性と指針についての説明をお願いしたい。

2 公益目的事業あるいは社会的事業を推進するに当たって選択する必要がある、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を根拠法令とし所轄官庁が内閣総理大臣・都道府県知事である公益社団法人と、「中小企業等協同組合法」を根拠法令とし所轄官庁が中小企業庁・都道府県知事である協同組合について、比較すべきガバナンス、アカウンタビリティ（説明責任）の説明についての会員への周知状況をご教示いただき、公益社団法人移行後の協同組合との併催事業の現状と、今後の併催事業の展開の方向性と指針についての説明をお願いします。

以上

5 3、4で述べたように、メリット・デメリットの比較検討から公益社団法人の事業の展開について「公益社団法人収益事業の発展的分離作業構築のための一考察」として論じてきたが、この問題処理には早急な対策が待たれていることに重きをおき、第三者評価等様々な専門技術的な意見を求めるべきと考える。

6 最後に、公益社団法人移行処理という正当な目的のため、その手続に時間的猶予ゆえに問題処理に妥当性を欠いたことも否めない事実であり、公益社団法人取得は会員の全面的協力なくして成し得なかったことに鑑みて、現在も将来も会運営はトップダウン、ボトムアップの二つの作用を連関させ、柔道整復師の将来のため真摯な議論と姿勢を根源とすることが、さらなる国民からの信頼の構築につながるものと確信し、柔道整復師のエビデンスに基づいた業務の発展的拡大に向けて、会員諸兄が今後もこの誌上で論を張ることを切に願うものであります。

以上

## 無事終了！ 関東学術大会

広 報 部

公益社団法人日本柔道整復師会第37回関東学術大会神奈川大会の開催につきましては各界の皆様方より御祝辞などを頂戴しました、関係団体並びにご協賛各社のご協力により主管県、公益社団法人神奈川県柔道整復師会の底力を発揮することが出来ました。皆様に感謝申し上げます。



## 第1回横浜マラソン 柔整師もお手伝い致しました

平成27年3月15日、第1回の「横浜マラソン2015」に2万3430人のランナーがパシフィコ横浜展示場脇「港大橋」をスタート、ゴール地点で開催されました。本会では、ケアコンディショニングブースに20名が参画し、レース後の選手の皆さん70名の方々のケアに努めました。





## ブレイクタイム

## 近くなりました。烏帽子岩・鎌倉大仏

広報部 白鳥輝夫

平成27年3月8日、圏央道（さがみ縦貫道）海老名JCTから寒川北ICが開通いたしました。筆者の故郷、海無し・信州小諸ICから茅ヶ崎まで2時間半でサザンビーチに全線高速で繋がり、早起きで三崎朝市でマグロ三昧。干物詰め合わせを手土産に昼は江の島弁・生シラス弁？

3月末には待望の相模原・城山ICも利用でき本会事務所から環2～保土ヶ谷BP～東名町田IC～海老名JCT経由、相模ICまで55分で到着できます。大渋滞の酷道16号相模原市内を迂回して中央道・関越道・東北道に接続、関東学会へも宿泊なしで参加可能となりました。湘南の海、夕映えに遊ぶ小児の影も濃くなってまいりました。



## 機能訓練認定柔道整復師フォローアップ講習会の講師を務めさせて頂いて

横浜中支部 柴田大輔 藤井俊介

「平成27年2月15日に、公益社団法人日本柔道整復師会の機能訓練指導員認定柔道整復師フォローアップ講習会が開催されるのだが、講師として介護保険の事、過去の地域支援事業の事などを話してみないか。」と、齋藤武久副会長から連絡を頂いた際、まず「我々のような若輩で良いのか。」と思いました。

「若手が取り組まねばならないし、成せない事業である」ということ、日整の介護予防参画推進計画が始まって、神奈川県内では早い段階で地域支援事業に取り組めたことなどの実績を買って頂き、今回の講師のオファーに至ったことを荣誉に思いつつも、我々が講師として壇上で話をしたら「聴講される会員からクレームが生じるのではないか。」と思ったことも事実です。

いざ、講習で何を話すべきか2人で検討をした際に、認定取得時に履修した高齢者の運動生理などを諸先輩方に話すのは愚の骨頂なので割愛することを前提に、本認定の本懐である柔道整復師の介護予防への参画に関し密接に関係する法規、特に平成27年4月に控えた法改正にスポットを当て講習を行わせて頂こうと2人で決め、いざ法改正に関して調べ始めたのは良かったのですが・・・。

社会保障審議会の介護保険分科会から発信されている情報以外に、信憑性が高いと言える情報が見当たりません。出てきても「介護給付の単位」の話ばかりでした。

しかし、法改正に関して色々調べが捗ってくると、「自治体の裁量権が増える」、「専門家による教室の運営」など、まさに公益法人として柔道整復師が参画することが可能な、公益性の高い事業になるのではないかという思いが強くなってきました。

今回、当時30歳前後であった我々が行った地域支援事業で、心身ともに明確に「効果あり」と示すことが出来た事例を紹介させて頂き、ベテランの会員から若手の会員まで、臨床経験を積んだ柔道整復師であれば新たな知識がなくとも、十分に実現可能である事業だと理解を得て頂けたと思います。

内閣府の公益認定等委員会も、「公益とは、対象（国民＝県民＝市民・町民・村民）が特定、又は少数であることは問題なく、本質的に、その活動が求められているか」ということと、「受益の機会が開かれているか」という2点がポイントだと認めています。

この点に関しては、平成27年4月の法改正後、順次各地で行われる「新しい日常生活支援総合事業」の根幹にある高齢者を、住み慣れた地域で健やかに過ごせるよう「健康を維持したい。不便を解消したい。」というニーズに応えることが求められており、この事業に団体として取り組むことが「公益」であると感じております。

「保険の利く全身マッサージ屋」と揶揄されるような、慰安行為とも取れる「気持ちよさで通わせる」施術所ではなく、外傷施療のエキスパートとして、早期社会復帰を手伝う専門職として「歳をとっても身体は治る」、「改善する」という当たり前の

仕事を、施術所内に留まらず公営の運動教室や、地域集会所などへの出張講座などで県内各地の柔道整復師が「公益」の旗の下に結果を出すよう努めることが、同一地域の同業者間に繋がりを持たない柔道整復師（本会の会員ではない方）たちに対抗するための有効な手段になり得るとも考えます。

もともと足腰等が弱くて、日常生活の些細な動作で受傷して通院していた患者さんが「介護施設に通う」ようになり、通院の頻度が減り、目に見えて衰えてしまったり、生活不活発化による認知症の加速などで、終には施術所に来なくなってしまったことが、先生方の眼の前でも起こっているのではないのでしょうか？

「介護なんて、ほねつぎの仕事じゃない」と指を咥えて見ているだけで良いのでしょうか？ベテランの先生ほど、転倒骨折の怖さを御存知です。大腿骨頸部骨折を罹患するよりも、前腕骨を骨折する方が遥かにマシだと力説できるのに、来院頻度の減ってしまった骨折の患者さんを待つだけでは、師匠の下に就いて研修することで身に着けた宝（技術と知識）が、ベテランの先生の加齢とともに廃れてしまい、若手に伝わることなく世から消えてしまうと考えます。徒手整復の技術が世から消えてしまうことは、国益を損なうに等しいと思っております。ベテランと若手が手を取り合っていく事業には、師弟関係になくとも色々なことを教わるチャンスに恵まれるという魅力もあります。

「介護の世界でも伝統的な柔道整復師の考え方や、方法論、知識と経験で、高齢者の身体状況を改善させるお手伝いができる」ことを確信しております。地域に根ざした医業に携わっている者として、施術所から外に出て仕事をする機会が得られれば、それが種蒔きとなり、施術所に患者を呼びこむ結果にも繋がることでしょう。神奈川県会員の先生が、全員「公益社団法人日本柔道整復師会機能訓練指導員認定柔道整復師」となることを願っております。

末筆となりましたが、2月15日のフォローアップ講習会や、この投稿には、いささか礼を欠いた事も言わ（書か）せて頂きました。この場を借りて、会員の先生方への非礼をお詫びさせて頂くとともに、講演・投稿と貴重な機会を与えて下さった和田会長、齋藤副会長、小館総務部長、白鳥広報部長に厚く御礼を申し上げて結びとさせて頂きます。



## 思いの丈を 一気呵成に

川崎南支部 齋 藤 武 久

薄らいで行く気持ちの中で、一生懸命、自分の居場所を探している自分自身に遭遇することが誰にでもある。

「なんて」、想いを巡らしてみても、どうして、歯科の治療はこんなに痛いのか。痛かったら、言ってくださいと言われてみても、治療で開けている口で喋ることはほぼ不可能だし、手を挙げてくださいと言われてみても、他の患者の手前、手なんぞ挙げられるわけではないし、「只只」、「只管只管」、「我慢我慢」。

娘もそういえば、頑として口を開けずに治療中止した実績があるが、我が子は、口は開けないが泣かない。大泣きするよりも、まだましということでもないが、何気に納得。唯の親〇〇か。まだまだ、治療は終わりそうもないし、泣くのは嫌なので、第三者が泣くことについて考えてみようか。

最近泣きながらやって来る、子どもの「整復」も、とんとお目にかからなくなった。待合室のイスに座っては泣き、治療室のベットにあがっても泣き、まるで運動会の様相を呈していた接骨院の時代は終わりに向けて一直線か。

そういえば、彼此れ40年近く前に歌手「りりィ」が歌うレコード売上100万枚近い大ヒット曲「私は泣いています」があった。

歯の治療を無視するために直ちに歌詞の分析開始。出だしは確か「私は泣いていますベットの上で」か。これが15/8/1945以前だったら「私は泣いています寝台の上で」か「私は泣いています寝床の上で」になりそう。当然「欲しがりません勝つまでは」の時代、泣くことの自由も無かったはず。歌詞の最後を「あなたの幸せ 願っているわ 私だけは いつまでも」で締めくくるなんて、バレンタインデーにクリスマスケーキをプレゼントされたような気持ちにさせる上等な言い回し。

ところで、最近、カタカナ英語は排除しろみたいな議論を聞くことがある。

確かに、テレビに出てくる知識人が得意げに「リスペクト」何ぞほざいている。日本語には「尊敬」という素晴らしい言葉があるのにと。しかし、寧ろ、カタカナ英語の方が通用する場合がある。例えば、「ガバナンス」。公益社団を取得するためのハードルの一つ「統治」のことである。戦後70年を迎えようとしているのに、民主主義に馴染めない輩の多い我が国で「統治」という言葉は重すぎるようだ。統治作用に強制力を付与すれば「権力」となる。だからこそ、民主主義に必要不可欠な「自由」と「平等」を支える「統治」の構築が求められるのである。そして、権力は長い時間同じ処に停留すると腐敗する可能性が高いので「コンプライアンス」が必要十分条件とされる。

話がだいぶ外れたが、「私は泣いています」は女性歌手が唄う歌である。だからといってこの歌、女性の心情を吐露したものと連想させるが、今の時代、男性が歌えば絶食男子の心情と理解できないこともない。歌詞すべてに、「私」と「あなた」しか出てこない「し」。今どき、泣くのは女性よりもドラックストアで化粧品を探しまわ

っている男性達らしい「と」の多くの女性からの意見も。

そういえば、昨今、世の中、オジサンのオバサン化の傾向が著しいとか。オジサンの居酒屋の話題の中心が、テレビのワイドショーと同レベル化していることからきているそうである「と」。殺人事件の被疑者の写真、氏名がマスコミやインターネットに流失すれば、大騒ぎ。殺人を必ず起こす可能性のある顔つきや、名前なんて有り得ないのに、他人事で喧喧譁譁。何だか、「へ」である。

しかし、他人の悪口を酒の肴に飲むのは最高である。他人の悪口話に乗じてスポーツ、芸能等から更に社会の不条理なこと理不尽なことを酒の肴に、明日へのメルクマールを探した時代「は」、私が望むこととは大きく乖離して接骨院の整復と同様、終焉に向かって確実にスピードを加速して進み始めたのかも知れない。

11/3/2011のあと、ビートたけしが、こんな時こそ、お笑いで被災者を元気にしようなんて納得がいかないという話をしていた。その日に食べる飯が無くて、安心してしっかり寝るところが無い人たちにとっては、こんな時、お笑いや芸術などは余計なお世話で、まずは、「人」として飯が食えて、安心して寝るところを確保することを優先すべきだと。その通りである。

しかし、最近、自然災害の被災者ではなくても、社会的要因で、11/3/2011以降のような状況が生み出され、その日の飯を食うことにも、安心して寝るところもない困窮した状況に追い込まれている「人」が世代、男女を問わず世の中確実に増加している。

その日の飯を食うことにも、安心して寝るところもなければ次第に心が荒廃し、当然お笑いや芸術どころではなくなる。況してや、自然災害の被災者と違って、「人」として最後のより所とする心の中の故郷も喪失。そんな状況が続けば当然の帰着として「人」としての尊厳は消えうせ、頼れる最後の砦は、日本「人」であることしかない状況に進んでいくことは、幾度となく繰り返す歴史が証明している。

時を同じくして、アジアの国「ベトナム」から両親と共に日本に移住し、「人」のためにと日本国籍に帰化して警察官となり、その警察官が11/3/2011の後、東北に災害援助派遣されたときに避難場所出会った少年との話が「ベトナム」で報道され「ベトナム全土」に感動を与えた話がある。まさに、日本「人」としての矜持の素晴らしさを厳寒の被災地から半袖、短パンの運動着姿の少年が伝えたということ。その矜持は、「オモテナシ」ではなくて「思いやり」。

そろそろ、今夜も、明日の寒気を迎え撃つために、最近のお気に入り「日本酒の爛と熱々の緑茶」のコンビネーションを飲みながら、酩酊し始めた心の中の眼差しで、我が町のネオンの流れに身をまかせ、「思いやり」のある「御持て成し」の居心地の良いお気に入りのあの店で、立ち泳ぎで尽きることのない「不条理」「理不尽」を肴に、思いの丈を、文を書くが如く一気呵成に飲み干してしまおうか。

以上

## 山登りの感想文

大和支部 川 合 茂

「誰しも年をとると少しは楽しんだり楽をしなくてはならない」、そういう年齢になってきました。夏の晴れた日、私は山登りを楽しみました。めざすは丹沢山麓の大倉から花立までの登り3時間下り2時間のコース、2014年7月27日の日曜日、朝7時に渋沢駅からバスに乗って終点の大倉登山口に到着、私が高校生だった当時渋沢駅バス停は登山客であふれ、満員のバスに揺られて大倉登山口へ行ったものでした。最近登山ブームと言われていますがあの当時と比べるとまだまだ登山客は少なく、バスは20人足らずの客を乗せ渋沢駅を出発。この日は朝からうだるような暑さ、ふもとでヒル除けのスプレーを長年愛用している登山靴に吹きかけ、いよいよ山の空気を胸いっぱい吸い込みながら通称馬鹿尾根と呼ばれるだらだらとした大倉尾根を登る。胸のすくようなまっすぐに伸びた杉の木、そして静かな木々の間から聞こえてくる鳥の声に癒される。だんだんと林道は険しくなり、一步一步確実に足を進めながら登っていく。若い人は元気だ、私の横をすり抜けあっという間に林道の奥に消えてゆく。途中見晴らしの良い場所に腰を下ろししばしの休憩、水筒の水が実にうまい、真っ青な空と、どこまでも続く山並み、これまさに至福のいつとき。さあ、これから目的地の花立まで1時間頑張れよと自分に気合を入れる。よく整備された木道をコツコツ靴音を響かせながら行く。花立まであと30分、炎天下の登り汗が体中から噴き出てくる、足のケイレンを我慢しながらなんとか目的地の花立小屋へ到着、小屋の入口には氷と書いた小旗が夏の風にはためいている。中には数組の親子連れやら会社のパーティやらが楽しそうに会話を楽しんでいる。サクサクと口に放り込んだあの氷イチゴの味が忘れられない。昼の弁当を済ませて時間に余裕があったので塔ヶ岳(1491m)へ登ろうと思ったけど無理をせず下山、ゆっくりと温泉につかって7時に帰宅。次回は富士山の感想文です。



---

---

## 子どもの「いのちとからだの10か条」小冊子のご紹介

---

---

湘南支部 佐藤和義

---

---

NPO法人ささえあい医療人権センターCOMLから、子どもの「いのちとからだの10か条」という小冊子が発行されましたのでご紹介します。

『NPO法人ささえあい医療人権センターCOMLは…』

1990年9月に活動をスタートし、2002年4月にNPO法人化しました。

「いのちの主人公」「からだの責任者」である私たち市民中心のグループです。COMLでは、「賢い患者になりましょう」を合言葉に、患者の主体的な医療への参加を呼びかけています。患者と医療者が、対話と交流の中から互いに気づき合い、歩み寄ることのできる関係づくりを願っています。COMLは、患者中心の開かれた医療の実現を目指します。

私は『NPO法人ささえあい医療人権センターCOML』が活動をスタートさせた当時の会員で、今回の子どもの「いのちとからだの10か条」の作成に参加いたしました。

子どもたちに、いのちの大切さや病院にかかったときの対処方などを伝えるために、イラストを交えとても解りやすい内容になっております。

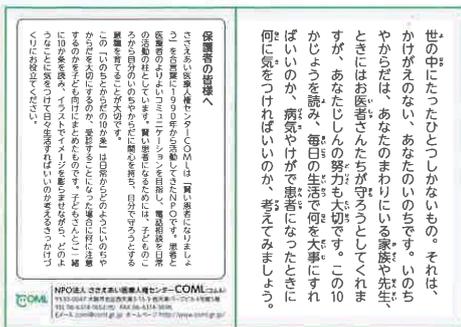
現在、無料で2万5千冊を配布中ですが、無くなり次第1冊100円での販売となります。

ご興味のある方は、『NPO法人ささえあい医療人権センターCOML』のホームページからアクセスしてみてください。会員も随時募集中です。

# 子どもの『いのちとからだの10か条』 小冊子が完成しました!! 無料配布開始します!!

「賢い患者になりましょう」とメッセージを送り続けてきたCOML。しかし、大人になってから急に賢い患者になろうとしても、意識変容は容易ではなく、コミュニケーション能力も急に高められるわけではないことを痛感してきました。そこで、今年2月からプロジェクトチームを立ちあげ、4月に子どもの『いのちとからだの10か条』をまとめました。子どものころから、いのちやからだに関心を寄せてほしい。そして、医療を受けるときは自分が主役なんだと自覚して、積極的に医療参加してほしい。小学生になれば、自覚症状を伝えるのは自分自身なんだよ。そのうえで、自分のいのちも他人のいのちも同じように大切に、障がいがあっても“個性”と受け止めて温かく互いを認め合える人になってほしい——そういうメン

バーの熱い想いを込めてまとめた10か条です。このほど、『新 医者にかかる10か条』の子ども版とも言えるイラストつき小冊子が完成しました。無料配布のためのファンレイジング（寄付を募ること）は12月いっぱい受けつけ、いただいたご寄付の額によって無料配布の総冊数は決めますが、12月から無料配布を始めています。ご希望の方は、COMLまでご連絡ください。個人は1人100冊まで、団体はご相談に応じます。送料も含めて無料でお送りしています。実際の小冊子はページごとに色が異なるカラフルな仕様になっていますが、今号ではイラストをご覧いただきたく、全ページご紹介します!!





子どもの10か条と同じ時期に発行となった一般向け「高血圧治療ガイドライン」解説冊子『高血圧の話』も、好評をいただいて発行中です。会報誌10月号(No.290)でご紹介した通りこちらは有料ですが、ぜひお求めください。ご自身が高血圧の方にはもちろん、ご家族やお知り合いにプレゼントしてもきっと喜ばれる内容です。

一般向け「高血圧治療ガイドライン」解説冊子  
『高血圧の話』

編集：日本高血圧学会高血圧治療ガイドライン作成委員会・  
認定NPO法人日本高血圧協会・  
NPO法人ささえあい医療人権センターCOML

A5判・16ページ  
1冊120円(税込)+送料実費

⑥  
自分が  
どうしたいかを  
伝えよう

⑤  
わからないことは  
わかるまで  
聞いてみよう

⑧  
お薬は  
約束守って  
使おうね

薬は  
薬になることも  
あるんだね

薬人で  
薬な薬球がしたら  
天気に伝えなせや

⑦  
治療を  
受けるときは  
あなたが主人公

患者になっても  
主人公なのだ!

⑩  
だれの  
いのちも  
とっても大切

自分も  
大切な人

大切な人  
大切な人

動物のいのちも大切

⑨  
みんな  
の違いがあって  
当たり前

世の中には  
いろんな人がいるよ

## ～短編小説～

### 二 一 卜

平塚支部 岩 崎 信 哉

「日本のニートの数が、最高数を更新しました。」  
テレビのニュースが告げている。

「チッ」  
と舌打ちをして、正夫はテレビをコンピューターゲームの画面に切り替えた。

「好きでニートしてるんじゃないぞ。世の中が、社会が悪いんだ。」

愚痴りながら、ゲームのコントローラーを動かす手は止まらない。  
合間に菓子を口に運ぶ手腕は見事だ。

「全く、勝手に名前だけつけやがって！条件の良い仕事を社会が用意すれば考えてやるよ！」

ゲームのボスキャラを撃破した。  
正夫はペットボトルの飲み物を口にして、再びゲームに興じる。

正夫がニートになり、5年がたつ。

ニート＝教育、労働、職業訓練をしていない者の総称。

正夫とて、全く働いた事がないわけではない。  
ゲームやパソコンを買うにも金は必要なのだ。

正夫が数年前に見つけた、オイシイバイトがある。

治験のバイトだ。

つまりは試験段階にある薬を飲んで、体の変化をみる。  
言い方を変えれば「実験マウス」みたいなモノだが、待遇はマウスの比ではない。  
まさに「三食昼寝付き」

10日間、建物から出られない決まりは有るものの、ゲームもテレビもマンガもDVDも豊富にあるのだ。

薬を飲んで採血される苦痛はあるが、謝礼は破格なのだ。

正夫は募集があるたびに参加して、旅行気分ですら10日間を過ごす。

「社会もこんな定食を用意してみろよ。」

正夫はいつもそう思うのだ。



また募集が来た。

アンチエイジングの内服薬の治験だ。

正夫は迷わず参加した。

何でも、肌の張りや艶を長く保つ事が出来る画期的な薬みたいで、何度か改良を重ねているようだ。

正夫もこの薬の治験に参加するのは5回目だった。



「では、皆様にはこちらのカプセルを一回3つ。毎食後3回飲んでいただきます。就寝前に採血させていただきます。施設内の娯楽施設、トレーニングルームの利用は自由になっておりますので、よろしくお願いいたします。」

バイトが始まった。

とはいえ、いつもと変わるわけではない。

正夫は相変わらずゲームに興じる。

チャイムが鳴ると食事の時間だ。

栄養バランスに配慮されつつも、美味しい食事だ。

その後はカプセルを飲む。

またゲームに興じる

まさに天職だと正夫は思っていた。



「お疲れ様でした。こちらが今回の謝礼になります。」

担当から渡された封筒には、手の切れそうな万札が20枚入っていた。

三食昼寝付きで日給2万円。

世の中チョロいものだ。

それにしても、今回の治験はスゴかった。  
男の正夫でさえも、肌の張りの違いを感じる。  
まるで幼児のようなすべすべの肌になっているのだ。

「いよいよ実用化かな？俺だって社会に貢献してるじゃん。」

正夫は嬉々として帰路についた。



「やはりダメですかね・・・」  
白衣の助手が実験データを見ながら言う。

「困ったな・・・」  
所長が頭を抱えていた。

「今回の試作品の効果は抜群でした。でも、この副作用はしゃれにならないですよ。」

「そんな事はわかっている！」  
所長は苛立ちを隠さない。

「肌の状態はまさに10代のレベルに回復させました。でも表面を若返らせた反動は  
中に出るんですかね？」

「そうとしか思えんな。」

「特に血管の老化は深刻です。これじゃ80の老人の血管ですよ。万が一治験者に脳  
卒中でも出たらどうします？」

「それは問題ないだろう。一切異議は出さないという同意書を取ってあるんだからな。」

「しかし、これで激しい運動でもしたら危険です。」

所長は口の端を歪めて言う。

「ニートの奴等に運動する根性なんてありはしないよ。トレーニングルームを用意したのに、今回利用した奴がいたかね？ゲームかマンガ、自堕落な連中だよ。」

「確かに・・・」

「むしろ感謝されてもいいんじゃないか？社会問題になっているニートの利用を率先してやっているんだからな。」

「そうですね、助成金が出るかもしれませんね。」

助手もニヤニヤしている。

「でも、奴等もコンピューターゲームがコンプリートしたら、血圧が上がって、血管破れるかもな。」

研究室が笑いに包まれる。

「さて、副作用の克服だ！マウスは山ほどいるんだから、頑張ろうぜ！」

所長が檄を飛ばす。

「はい。」

元気な声が研究室に響いた。

完



## 支部会 & 忘年会

川崎北支部 穴戸真弓

平成26年12月13日(土) 溝の口「食べ酔う屋菜」にて、午後6時30分から支部会、引き続き忘年会が開催されました。支部会の開会の辞を栗山総務部長、原支部長から支部長挨拶があり、引き続き各理事より、各部報告が行われました。特に保険部からの報告には、日々厳しくなる保険請求に対して等、各会員から日頃の様々な疑問点や意見が挙げられていました。その後、新入会員の長嶋京子会員と青木亮会員から挨拶が行われ、結婚された横尾卓真会員に鈴木会長よりお祝い金が渡され、最後に全員で集合写真を撮り、閉会となりました。

さていよいよお待ちかね(笑)忘年会の開催です。竹内経理部長の開会の辞からスタートして、原支部長挨拶、齋藤武久副会長にご挨拶を頂戴し、亀岡龍雄元支部長の乾杯のご発声により宴会開始となりました。今年は退会や休会される会員が多かったものの、新入会員も多く、又、忘年会出席率も高く、中高年のオールドパワーと若いフレッシュパワーがコラボしてパワー漲る忘年会となりました。余興は清水学術部長担当で、昨年大好評だった「賞金獲得じゃんけん大会」の第2弾!!賞金は緊縮財政の折から、3千円~3万円(1名のみ)賞金がかかると、たかが「じゃんけん」の盛り上がること(笑)老若男女が命がけの勢いでじゃんけんしていました(^\_^;)最後、最高賞金3万円の決勝戦まで原支部長が勝ち進み、「私が3万円獲得したら、この後の2次会で皆さんにご馳走します!」と男っぷりの良い発言!さすが!持ってる原支部長!見事優勝!賞金獲得されました!宴は最高潮に盛り上がり、清水学術部長の開会の辞で解散後、原支部長率いる2次会軍団は何故か新丸子に民族大移動し、テンション絶好調のまま、夜の街へ消えて行かれましたとさ(^\_^)vめでたしめでたし(笑)楽しい写真は沢山ございますが、宴会の写真は御法度なので、まともな写真のみの掲載になります事をお詫び申し上げます(笑)



## 救急救命講習会

川崎北支部 穴戸 真弓

平成27年2月1日、中原消防署に於いて普通救命講習が行なわれました。

昨年はいにく大雪の為、中止となりましたが、今年は雲一つ無い快晴となりました。講師は川崎市消防局中原消防署警防第1・2課救急係長消防司令、田中浩一様で、そのほか消防団住吉分団の4名のボランティアの方々が、ご指導下さいました。午前9時30分から3時間、約30名の受講者が熱心に聴講されました。約30分の講義の後、5班に分かれて、1時間かけて心肺蘇生法の実技を行ないました。各班に担当になったボランティアの方が、実技を行ないながら色々な細かいアドバイスや注意点を分かりやすく説明して下さいと皆とても真剣に、また感心しながら時にはあちこちの班で笑いが起こって盛り上がっていました。休憩を挟んでAEDの取り扱いについてのビデオを観てから実技となりました。AEDは使い方が簡単と言われていますが、いざとなって動揺してしまうと注意点を忘れてたりして参考になりました。その他、災害時などに於ける対処法や異物除去や止血法などを学習致しました。日頃分かっているつもりでも、ちゃんと理解出来ていないポイントが確認出来て大変良かったですし、夢中で学習していたら、あっという間の3時間でした。個人的には、いつも中原消防署の前の信号待ちしている所から、消防士の方々が綱渡りみたいな訓練をキビキビとやっているのがとてもカッコ良くて、慌てて写メを撮ったりしていたので（信号待ちで気が付いた人は写メとっています）、講習が始まる前に外でイケメン消防士の方の写真を堂々と撮り放題だったのが何より嬉しかったです（笑）



## 接骨ボランティア

横須賀支部 増 川 俊太郎

平成27年2月1日横須賀市ママさんバレーボール大会があり、市内4会場に横須賀支部の先生方が各1人ずつ接骨ボランティアとして参加してきました。

今回の大会は、横須賀市内のママさんバレーのチームが、年間の成績順に4つのブロックに分かれて対戦するという大会でした。

横須賀には、去年やまゆり杯神奈川県大会を優勝した小原台二葉という強豪がいます。そして打倒小原台二葉で各チーム白熱した戦いが繰り広げられていました。

私は今回参加できなかったのですが、ママさんバレーボールの大会には去年何回かボランティアとして参加させてもらっています。

朝早くからテキパキと会場準備をするスタッフや選手達、そして各チーム年齢は幅広いですが、それを感じさせない皆さんの気持ちと軽快な動きにいつも驚かされています。

大会は一日に何試合もこなすハードな環境で、チームによっては人数もギリギリな為、ケガをおして試合に臨む選手もいます。その中で、私たちは選手たちが出来るだけ良いパフォーマンスを出せるように、ケガの予防や手当てをさせていただいています。

最近の大会では下記のような症状がありました。

☆治療スペースに来られた選手たち☆

- ・足首の捻挫
- ・スパイクを打つ時の肩の痛み
- ・ふくらはぎがつって残る痛み
- ・アキレス腱断裂や肉離れ
- ・突き指（マレット指）
- ・治療の相談『接骨院でどういうところ』『坐骨神経痛はどうしたら治るの』

などがありました。

接骨ボランティアに参画して感じたことは、接骨ボランティアの先生とはどんな人たちなのか知られていなかったり、「公益社団法人神奈川県柔道整復師会」とは何なのかなど。ママさんバレーボールの協会、選手たちの我々接骨院に対する認知度の低さを感じました。

お互いにより良い環境で行なっていくには、施術だけではなく、選手、スタッフ側とのコミュニケーションを図り、我々の活動を周知してもらう必要があるのではないのでしょうか。そして今までよりも良いサポートをする為に、選手の治療やケガの予防はもちろんのこと、現場でのストレッチ指導やトレーニング指導などのアドバイスをすることで、パフォーマンス向上に繋がっていくと思います。

今後もいろいろな現場で経験を積みながら、神奈川県柔道整復師会や接骨院を周知してもらえそうな活動をしていかなければと思いました。



## 秦野市総合防災訓練

平塚支部 大久保 吉 純

8月31日秦野市で行われた総合防災訓練に平塚支部から6名が参加し、災害時の応急処置の指導として患部固定の実演及び質疑応答を行いました。我々が参加した会場、大根小学校には750人以上もの市民が集まり賑わっておりました。



この地域の自治会は防災に熱心であり防災対策で賞を取ったこともあるようで真剣に話を聞いていただけました。

まず代表の挨拶の後に、柔道整復師の業務の紹介をし救助活動キットとして用意されている固定具を見ていただいたうえで、参加者に患者役をお願いして前腕及び指の固定の実演を行いました。手早く固定を行う姿を見てもらうことで、災害時における柔道整復師の役割を示すと同時に、接骨院・整骨院の業務が関節や筋の痛みのみでなく、骨折・脱臼・捻挫にも及ぶことをアピールすることもできたかと思われま



実演では柔道整復師の技法を見せることを重視したため、ジェンテックスプリントやアルフェンスを用いた固定を行いました。その後の質疑応答では『被災した際に自分たちでできる事』の指導を求める声が強かったため、二関節固定の原則、ダンボ

ール等、身の回りの物を使って副子代わりとする方法を話し好評を得ました。  
今後もこういった行事には会として積極的に関わってだけでなく、参加者の求め  
に応じた情報を発信することで地域での柔道整復師の存在感を増していくことが必要  
でしょう。



## 平成26年度横浜南支部学術研修会

横浜南支部 樋口卓哉

平成27年2月21日、〈熱海ニューさがみや〉にて、支部顧問医である浜田洋志先生を講師に迎え、学術研修会を開催致しました。

先生がご講演されたのは「柔道整復師が知っておきたい認知症の病態」という題目でした。

現在、60歳以上10人に1人が認知症で、2010年は、日本全国で280万人、2015年は345万人とされ、将来的に5年ごとの推移で約60万人ずつ増える推計数だそうです。

日頃、いち、柔道整復師として、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症の症状、また、正常な方にもある物忘れとの鑑別の仕方等、とても勉強になりました。研修会后、日々支部の為に尽力いただいている浜田先生と支部の役員及び会員の先生方皆さんで親睦会が始まりました。日頃の労をねぎらいながら、来年度に向けての展望等、話し合いながら大いに盛り上がりました。

そして文末ながら浜田洋志先生におかれましては、お忙しい中ご講演をいただき、小林哲也支部長を始め、支部員一同、御礼を申し上げます。ありがとうございました。



## 第45回平塚支部ゴルフコンペ開催

平塚支部 山内 栄 蔵

去る平成26年10月13日（月）秋分の日、平塚支部では会員相互の親睦をはかるため、第45回平塚支部ゴルフコンペが秦野市東京カントリー倶楽部に於いて開催されました。

本部会は結成から数えて今回で45回目を迎え最近は参加者も少ないのですが、接骨院の親しい患者さんや提携病院の看護師の方を招待し相互親睦という目的で年1回開催しています。

ゴルフは若年から高齢の方までいつでもプレーできる娯楽的スポーツの代表的な存在だと思います。

新入会員の先生方は先輩の先生方とのコミュニケーションの場としてどしどし参加していただきたいと思います。

今回は参加者11名で3組での開催となりました。当日は悪天候の中、悪戦苦闘でしたが事故もなく親睦を深め、表彰式ではプレーの反省や好プレーを称え合いながら楽しいひと時を歓談し、成績が発表されると大きな拍手がプレーヤーに送られた。それぞれの賞を頂き大会は終了しました。

成績は次の通りです。

優勝	島里慶子	HDCP 36	ネット 79
2位	曾我幸恵	HDCP 16	ネット 81
3位	宮本嘉保	HDCP 21	ネット 81



## 相模支部新年賀詞交歓会

相模支部 田所和也

平成27年1月24日（土）にホテルラポール千寿閣にて相模支部新年賀詞交歓会が行われ、たくさんの来賓の方に参加して頂きました。

加山俊夫相模原市長のご挨拶では、相模原市民の健康で安心・安全の役割を相模支部の会員が担っていると大変有難いお言葉を頂きました。

黒河内三郎相模支部顧問医師のご挨拶では、災害時の救急医療について医師・歯科医師・看護師・薬剤師・柔道整復師の連携の重要性をお話しされました。

一般社団法人相模原市医師会顧問西川英樹様のご挨拶では、相模支部とは20年前からお付き合いしている話を頂き、支部員一同長い間お付き合いさせて頂いている事に改めて感謝いたしました。

来賓の方々と和気藹々と楽しく懇談し終了致しました。



加山俊夫相模原市長



相模原市議会議長 須田 毅様



相模原市消防局長 岩田進一様



一般社団法人相模原市医師会顧問 西川英樹様



相模原協同病院整形外科部長 齋藤 裕様



公益社団法人相模原市病院協会会長  
相模支部顧問医 黒河内三郎様



衆議院議員 総務大臣政務官 赤間二郎様



公益社団法人神奈川県柔道整復師会  
荻谷満郎保険部長

今回、写真でのご紹介は出来ませんでしたが、相模原市危機管理局長 笹野章央様、相模原市健康福祉局長 和光亨様、相模原市健康福祉局福祉部長 青木仁様、相模原市健康福祉局保険高齢部長 熊坂誠様、一般社団法人相模原市医師会事務局長 小林輝夫様、一般社団法人相模原市病院協会事務局長 高橋哲様、衆議院議員 自民党副幹事長 義家弘介様にもご臨席いただきました。

## 相模支部学術講習会

相模支部 蓮 佛 伸 彦

平成27年2月14日（土）に相模原市民会館にて相模支部学術講習会が行われました。

講師は、相模原協同病院の整形外科部長である斉藤裕医師と医療法人社団聡生会阪クリニクの野村幸範医師でした。

斉藤医師は今回で4回目の御講演、「足関節・足部疾患の診断と治療」と題しまして変形性足関節症、外反母趾、関節リウマチ等についての病態や診断法、治療法を詳しく、また非常にわかりやすく説明していただいたうえ、今回支部員の要望であった手術療法の画像、動画を講義中に多く盛り込んでくださり、観血的治療の出来ない我々柔道整復師にとって非常に得るものが多い内容となりました。

野村医師は「慢性腎臓病の病態と治療：2015」と題しまして腎臓の解剖学、検査、概念、病態から治療法に至るまでの事柄を網羅しながら、「柔道整復師さんの施術に生かされるように努力をする」と冒頭で言っていた通り、触診の大事さや我々柔整師がよく接する肩痛、腰痛、背部痛や下肢のむくみなどの話を絡めつつ、腎臓の病が原因でのそれらの症状の鑑別、といった内容を織り込んでの講義をしていただきました。慢性腎臓病という専門的な事柄でありながら我々柔整師にとっても大変わかりやすく、凝縮していて実のある内容でした。

また、斉藤先生、野村先生共に講演中に閑話休題としてユーモア溢れるお話やスライドを挟んでいただき、非常に楽しい講演時間を過ごすことができました事もここに記させていただきます。

講師の先生方は日々のお仕事が忙しい最中、今回の講演の準備（資料作成等）をされて大変だったと思います。このような素晴らしい講演をして戴いたことに感服致しました。心より感謝申し上げます。また、治療、診療に情熱を傾けるお二人の姿を拝見しまして私も一治療人として身の引き締まる思いが致しました。

講演後の懇親会では打ち解けた雰囲気の中、我々会員との交流も深められ、大変有意義な時間を過ごすことができました。本当に素晴らしい一日でした！！ありがとうございました！！



# 大和支部だより

①②③④

大和支部 田代 優 樹

## ①スポーツしちゃお！2014

平成26年10月13日、大和スポーツセンターにて「大和スポーツセンターお客様感謝DAY スポーツしちゃお！2014」に大和支部から3名がボランティアに参加いたしました。年に一回のスポーツセンターの開催するイベントで、普段からスポーツセンターを利用される方からそうでない方まで、多くの人にスポーツセンターの活動を知っていただくというのが目的で開催されております。例年、大和支部には接骨ボランティアとして参加の依頼をいただいております。今年もトレーニング室の一画に設営したブースに32名の相談者がいらっしゃいました。活動の内容としては医療相談、トレーニング相談、テーピング指導が主で、トレーニングマシンやウェイトなどを用いながら時間をかけて説明することができました。印象的だったのが英語しか話せない外国の方に山後恭一会員が流暢な英語で対応をされました。かなり満足いただけただけようで、笑顔で帰っていかれました。外国の方にも日本の柔道整復を伝えられたのは良かったと感じました。



### ②救急救命講座

平成26年11月6日、大和市消防本部にて山口善弘学術担当員をはじめ他5名で救急救命講習会を受講しました。自動車免許を取得した時に一度、救急救命講座を受講していましたが、以前とは違ったところがあり大変勉強になりました。いくつかの種類のAEDを使用しての実技演習は、どの機械でも迅速に使用ができる技術を習得できました。ボランティア活動の現場であったり、日常生活の場であったり、災害などの有事の際にも活用できる知識、技術を身につけることができ有意義な場であったと思います。



### ③業務懇談会

平成26年11月29日に大和駅近くの四季庵にて大和支部年末業務懇談会を行いました。支部員25名が参加し日頃の業務や治療技術等について活発な意見交換が行われました。新入会員の先生もベテランの先生と年齢やキャリアの垣根無く忌憚なくディスカッションをしておりました。

会の開始時には経済再生担当大臣の甘利明先生と神奈川県県議会議員の藤代ゆうや先生に表敬訪問に来ていただきご挨拶を賜りました。

支部員一同、新年に向かって気を引き締めるのに良い機会になったことと思います。



#### ④ソフトボール大会初優勝

最後に平成26年11月3日にありました神奈川県ソフトボール大会にて悲願の初優勝をすることができました。大和支部ソフトボール部を創設して4年、監督の山口善弘会員とキャプテンの高田雄司会員を中心に大和支部が一致団結し、時間が合うときは皆で練習してまいりました。試合中も熱くなっている大和支部員に和田会長から「これは親睦会だからね!」というお声をいただきながらも耳を貸さず、一心不乱に試合に集中して勝利を勝ち取ることができました。なお来年度も大和支部開催ということもあり、連覇を目指して頑張っていきたいと思っております。



## 引地川公園泉の森

大和支部 田代優樹

大和市にある「引地川公園泉の森」は旧国道246号線の脇からはじまり新国道246号線の高架をくぐり、東名高速道路の脇まで広がる42ヘクタールもの広さを誇る水源地一帯の樹林地です。その中には、大和水源地を中心に「湿性植物園」、「遊びの小川」、「水車小屋」など豊富な湧き水を利用した施設があります。湧き出した水は引地川に流入し、相模湾へと広がっていきます。遊びの小川の上にかかる「緑のかけ橋」は日本やアメリカで賞をもらったことのある日本初の木製斜張橋で、そこからは湿性植物園内を一望することができます。

公園一帯には600種類以上の植物や80種類以上の野鳥を観察することができます。その拠点になるのが「自然観察センター・しらかしのいえ」です。ここでは植物、昆虫、野鳥などそれらの生き物を取り巻く環境を観察し触れ合うことができます。子供たちを交えたイベントも多く行われていて、サバイバルクッキングや、ほたる祭りなど季節の移り変わりを自然を通して感じていくことができるようになっております。

園内の管理や観察、イベントなどはボランティアの方々を中心に行われております。

公園内には自然だけではなく、大和市の歴史を残すための大切な遺産として、江戸時代に建てられた市内最古の家屋を移設し「郷土民家園」として保存しております。見学も随時可能で、休日には敷地内で機織りや味噌作り、藁編みなどの実演や指導といった催しも行われています。古き良き日本を知ることのできる素晴らしい施設となっております。

公園の西側には「泉の森ふれあいキャンプ場」があり、炊事場や野外テーブルなどが設置されています。食材だけ持ち込めば、炭などは売店で購入することも可能です。暖かい時期の休日はなかなか予約が取れないみたいですが、木々に囲まれたバーベキュー施設で焼いたお肉はとても美味しいと思います。

国道246号線からすぐなのでアクセスも良いですし、子供たちも退屈せずに楽しめます。何よりも日頃の激務に追われている方も四季折々の花々や植物、訪れる鳥たちの声につつまれて命の洗濯をされてはいかがでしょうか？





## 入社して半年の思い（重い!?)

工藤優子

昨年7月より本会事務局の経理担当として勤務して、早半年が過ぎました。今、この半年を振り返ってみますと・・・、

入社早々の神奈川県立武道館で行われた柔道大会を始めとして、そして残念なことに面識こそありましたが一度も言葉を交わすことなくお別れすることとなった前会長のお別れの会などとても慌ただしい日々でした。何が何やらという感じで余裕などなく、この会に慣れること、仕事を覚えることに只々私自身「必死」という思いでした。

私の以前の職場はと言いますと、同じこの会館内の同じ事務室の一角で約6年近くになりましたが、神奈川県柔道整復師協同組合の経理、事務全般を一人で担っておりました。なので当然、会の事務局に勤める職員の方々とは交流があり、本来ならば新しい職に就くということは全く知らない人たちの中で、お互い慣れ親しむまでは緊張感と、警戒心とが交差し仕事を覚える以前に相当なストレスを抱えるところですが、長い間同じ空間を共有していたことでそのような余計なストレスを除外できたことは精神的に大きなメリットでした。

また別法人ではありますが同じ会員で構成されている協同組合で仕事をしてきたことで、協同組合の役員の方々を始めとして現在勤める神奈川県柔道整復師会の役員の方々、またいろいろと関わりのあった会員の方々など多くの会員の皆様の情報が多少なりともインプットされていきましたので、これもまた現在の仕事をスムーズにする上で大きなメリットであったと思います。それらを考慮するととても恵まれた環境の中での新しい仕事のスタートを切ったわけでした。

ですが、所詮新人は新人です。この会がどのような事業内容であるかは当然わかってはいたものの実際は何もかもが新しい仕事でしたので、何年協同組合に勤めていても、いくら仕事をする空間が同じであっても、職場の人達を知っていようが、役員の方々や会員の方々を知っていようが、経理として覚える仕事は全てが1からです。仕事の具体的な内容など何ひとつとして解ってはいませんでした。周りの雰囲気はただ長い間同じ空間にいたが故、すでにある程度は解っているだろうという大きな勘違いと期待が、逆に私にとってはとてつもなく大きなプレッシャーとなりました。前任の経理担当者がスムーズに行ってきたことを、入ったばかりの新人が同じようなペースで同じようにスムーズに初めからこなすのは、至難の業です。そこまでのキャパシティーは当然備わっているわけがないのですから・・・。そうとは言えやはり対外的に今までの流れを停滞させる訳にはいかない、クオリティーを落とすことも出来ないというジレンマとの葛藤の日々でもありました。

それに加えて今年度は公益を取得したということで、いろいろと経理規定も見直され様々な手順を踏まえながら、試行錯誤しながら仕事に取り組んできました。冒頭に掲げたこの半年は「必死」であったというのはこういうことでした。

それでもそんな私を入社当初より、顧問である公認会計士の長内先生からの的確な

アドバイスと指導、経理部長である並木先生からの細やかな仕事の指示、松田参与による公益についてなど様々な助言、そして来館すると気さくに声を掛け肩の力を抜いて下さる和田会長、気心の知れた事務局の職員の方々、そんなまわりの方々のお蔭で私自身少しずつ進化してきたと思っています。

今、正確には入社して8か月になりますが、ようやく私が抱える経理という仕事の内容と流れを把握しつつある自分にホッとし始めているところかも知れませんが、これから迎える年度末の集大成となるべく決算を前に更なる大きな不安を抱えています。引き続き顧問の長内先生のお力添えを頂きながら、新たに「必死」に頑張りたいと思っています。そしてこの会の発展の為に微力ながら少しでもお役に立てるよう努力して参りたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

## 九州 歩け歩けの旅

事務局

平成26年10月23日から25日まで、2泊3日で事務局研修旅行へ行ってきました。

1日目 大宰府天満宮参拝 40分 湯布院各自参拝 40分

湯布院散策ではネコグッズのショップを少し見て、出発時間まで喫茶店で業務懇談会（女子会？）を開催しホテルへ。夕食の時間までホテルの側を散策することに。ホテルの裏に接骨院がありました。この旅は研修旅行なので接骨院の正面を撮影させていただきました。事務所に戻ったら日整の名簿で社団の会員か調べなくては！！と思ったのですが、現在まで行動に移してはいません。

2日目 高千穂峡散策 60分 阿蘇・草千里見物 20分

高千穂峡では、ボートの後ろを一生懸命付いて泳ぐカモの団体さんにカワイ〜と感激し、阿蘇ではモクモクと上がる噴煙を見ながらソフトクリームを頬張る私達。宿泊先の雲仙では暗くなった雲仙地獄を見学することに。ホテルを出てすぐのところに、私たちが泊まっているホテルの何倍くらいするの〜？？、という感じの立派なホテルがあり、その中に接骨院が開設されていました。私達、研修旅行中！！ホテルの中には入れなくても、と訳のわからない使命感に取りつかれて看板だけ撮影しました。そしていつものようにチョロチョロしていると、湯気の向こうから大小二つの影が・・・

「お嬢さん、地獄めぐりはもう危ないですよ〜」と。うん？？、どっかで聞いた事のある声。何と局長が同じツアーの女性と歩いてくるではありませんか。妖怪人間が登場するような雰囲気もドッキリでしたが、局長がナンパするとは・・・

3日目 長崎市平和公園見物 60分 有田でお買い物 20分

長崎平和公園では、ちょうど何かの祭典が開催されていて、ちびっ子の鼓笛隊について行進したり、「花は咲く」を合唱したりしてきました。大きなカメラをもった人達（テレビ局？）が撮影をしていたので、今頃長崎では私達は人気者になっているかも知れません。

大分県、熊本県、長崎県、福岡県と巡る場所を欲張ってしまったので、歩いてはバスで移動の繰り返しで、平均年齢のだいぶ高くなった私達にはちょっときつい旅でありましたが、何事もなく全員無事に神奈川に戻ってくることが出来ました。

研修で得たことを報告をしなければいけないのですが、紙面の関係で撮影してきた写真を掲載することが出来ません。大変申し訳ございません。

最後になりますが、毎年研修旅行に行かせていただき、会員の皆様には心より感謝申し上げます。

## 編集後記

森 務

昨年9月に地域のソフトボール大会で痛めた膝が、施術者が悪いのか？歳のせいなのか？やっと今まで通りのスピードで歩けるようになって来ました。(それまで色々講習会などで足を引きずってカメラ構えていましたので知っている方は知っていると思いますが・・・)

普通に歩けるようになるまで4ヶ月かかり、それまで毎日のようにウォーキングしていたのが出来なくなり、すっかり脂肪が増え子供達にはヒートテックならぬミートテックを着ていると言われて馬鹿にされておりました。そこで歩けない間、腹筋等のトレーニングをしてきました。がっ！お腹周り全然引き締まらないんです。

でも、3月になり暖かくなってヒートテックを脱ぐようにミートテックを脱ぐ事が出来たら・・・きっと、きっと・・・その下には6つに割れた筋肉があるはずですよ！だって今でもお腹は3つ(段)に割れているんですから(笑)

唐 木 律 子

一昨年に普通自動二輪、昨年は大型自動二輪免許を取りました。なぜその歳で今頃・・・周りにはそう言われましたが、バイクに乗ることはかれこれ四半世紀以上前からの憧れでした。取ろうと思い立った今を逃したら益々取るのが難しくなると考え、一念発起、指導教官の手を煩わせながらもやっとの思いで免許取得。自分の思うまま愛車を走らせ風を受けるのは本当に気持ちよく、新しい世界が広がりました。1980年代のバイクブームに免許を取って仕事や家庭を理由に乗らなくなった人たちが、生活に余裕ができて再びバイクに乗り始めるリターンライダーや、私のように若いころの夢を実現する中年ライダーが増加したため40、50代のバイク事故死者数は10年前の約2倍に増えているそうです。昔、勤務した病院ではバイク事故で入院してきた患者さんたちのちぎれた指や大腿骨骨折のリハビリをしました。そうした現実も踏まえつつ安全にバイクライフを楽しみたいと思います。

今年度で広報部員2期目の任期が終わります。取材にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

白 鳥 輝 夫

平成27年3月2日に並木理事共々、呉竹学園横浜校の今期卒業生に対する本会への入会説明会に行きまして参りました。約90名超の学生の目が輝いておりました。昨年に引き続いて2回目の説明会でしたが、卒業式を待つばかりの夢の扉を押し開こうとしている若者達が羨ましく思え、また、この若者達の夢や希望の芽を育てていかなければと気を引き締めた一日でした。

私が広報の仕事を受けてから8冊目となる75号の編集・発行を致しました。その間に「3・11東日本大震災派遣の記録」、「創立90年・・・」周年行事記念誌の編集と云う大きな仕事もさせていただきました。連載をお願いした加藤弁護士、長内会計士の両顧問の先生を始めとして各支部広報担当の会員諸氏、何時も早朝から長い1日取材に動いてくれ、編集では深夜までお手伝いを願った森務、唐木律子部員、そして皆様から送付された原稿を忠実にワープロに打ち込んでいただいた事務局松本主任、そして、ご投稿下さったすべての皆様に感謝の御礼を申し上げます。ご協力誠にありがとうございました。

平成27年3月31日

発行人 公益社団法人神奈川県柔道整復師会  
会 長 和 田 秀 樹  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-23-11  
T E L 045-473-0735 (代)  
F A X 045-474-0628 (専)  
<http://www.sekkotu-kanagawa.com>

編集人 広報部長 白 鳥 輝 夫

印刷所 有 限 会 社 吉 岡 印 刷  
〒232-0061 横浜市南区大岡3-4-8  
T E L 045-741-3452  
F A X 045-741-6823